

入会同意書

私こと_____は新日本空手道連盟 正道会館に入会するにあたり下記の正道会館規約を厳守いたします。

- ① 会費は必ず納めて下さい。(毎月26日に指定の口座から自動引き落としされます)一ヶ月に一度も道場に来られなくても会費の自動引き落としされます。その場合でも返金は一切いたしません。
- ② 未納・口座不能がある場合はお知らせいたしますので、次の稽古日に持参してください。累積3ヶ月会費が未納の場合は、原則自動退会となりますのでご注意ください。
- ③ 入会時に納入していただいた年会費は、翌年からは年間1,500円となります。毎年12月26日に翌年1月分の会費と合わせて自動引き落としさせていただきます。
- ④ 休会・退会される場合は、必ず前月の1日までに、会員証及び所定の用紙に必要事項を記入のうえ異動届出書を提出して下さい。いかなる理由があっても郵送・電話受付はいたしません。休会費は一ヶ月1,000円です。また、退会されても未納月会費は全額請求いたします。
(例 9月休会(退会)の場合・・・8月1日までに手続きをしてください。)
- ⑤ 会員証の紛失や住所・電話番号・連絡先事項が変更した場合は必ず届けてください。
- ⑥ 稽古中(行事を含む。以下「稽古中」という。)の貴重品の紛失・盗難は、正道会館では一切責任を負いません。
- ⑦ 会員の稽古中及びその往復の事故・怪我については、スポーツ保険に加入するなど個人で負担頂き、正道会館は責任を負いません。また、会員の同伴者の事故などが発生した時は、それが正道会館の責任の範疇にない場合は、会員または同伴者に責任を負っていただく場合があります。
- ⑧ 正道会館に対し不適正と認める方は入会できません。また、警察からの指導により反社会的組織及びその関係者の方の入会はお断りする事となっております。現会員でも反社会的組織及びその関係者である事が発覚した場合等、正道会館が不適正と認める時点で強制退会して頂く場合もあります。
- ⑨ 会員及びその保護者が正道会館及びその関係者に対して著しい損害(中傷及び物質的等)を与えた場合は、退会していただくとともに正道会館から損害賠償を請求する場合があります。
- ⑩ 休館日及び季節休館のほか正道会館業務など、その他やむを得ない事由で休館することがあります。
- ⑪ 正道会館は、社会事情の変動に応じて会費などの諸費用を改定することがあります。
- ⑫ 本規約の改定及び変更は正道会館の定めるところによるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。
- ⑬ 本規約は2011年11月1日より施行いたします。

平成 年 月 日

(会員が未成年の場合は、保護者が署名してください。)

氏名

印